

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成21年7月21日

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所長 小島 孝文

1 業務概要

- (1) 業務名 神戸地区管理運営計画策定に係る調査業務
- (2) 業務内容 本業務は、国営明石海峡公園神戸地区において、市民参画による管理運営を実現するため、現地において市民団体等が実施する環境管理、イベント、利用プログラム等の運営を行い、その現地試行活動から生じる課題等を抽出、分析及び検討するものである。
その検討結果に基づき、今後の管理区域での管理運営実施計画(案)を作成することを目的に行うものである。
調査に併せて、動力機械等を使用する市民団体の活動時における、里山管理技術者の育成を目的とした里山管理技術者講習会を実施するものとする。
- (3) 履行期限 平成22年3月31日
- (4) 本業務は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2 参加資格

- 技術提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしていること。
- (a) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
 - (b) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - (c) 近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 専門分野別の技術職員の状況
- (2) 同種又は類似の業務の実績
- (3) 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況
- (4) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術職員の経験及び能力 配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況、担当した業務の業務成績
- (2) 業務実施方針及び手法 説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

5 手続等

- (1) 担当部局 〒650-0024 神戸市中央区海岸通2-9 神戸地方合同庁舎7階
近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 総務課
電話 078-392-2992 内線211 ファクシミリ078-392-2995
電子メール higashida-t86dy@kkrlit.go.jp
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
説明書を電子入札システムにより交付する。(電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。)
交付期間は、平成21年7月21日から平成21年7月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで。
ただし、書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下へ申し込みを行った上で、以下の場所、期間にて交付する。
 - (a) 交付期間 平成21年7月21日から平成21年7月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで
 - (b) 申込先及び交付場所 〒650-0024 神戸市中央区海岸通2-9 神戸地方合同庁舎7階
近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 総務課
電話 078-392-2992 内線211
ファクシミリ078-392-2955
 - (c) 交付申込期限 平成21年7月28日 正午まで
- (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法 平成21年7月28日 午後4時30分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参の場合、上記5(1)の担当部局に提出。
- (4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法 平成21年8月17日 午後4時30分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参の場合、上記5(1)の担当部局に提出。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 本業務における契約保証金は免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。
- (6) 上記2(1)(b)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていないも上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (7) 本業務に設計共同体として参加表明書(及び技術提案書)の資料を提出した場合、その構成員は単体としての資料を提出することはできない。
- (8) 詳細は説明書による。
- (9) 本業務は、標準プロポーザル方式で実施するものを、簡易公募型プロポーザル方式で試行するものである。